

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成24年12月21日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年10月26日付けで県政情報センター（以下「センター」という。）を担当課所とする「個人情報保護審査会および県政情報センターにおける〇〇〇〇に関する全ての記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年12月21日付けで保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年1月21日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年1月25日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年3月1日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年10月21日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

（省略）

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 協議書に添付された事務連絡裏面

当該保有個人情報の開示が認められることとなると、実施機関内部での信頼関係を損ない、個人情報の適正な運用を担保するための手段としての協議手続自体が混乱を来し、個人情報保護制度そのものの公正かつ円滑な運用を危うくするおそれがある。

よって、協議文書に添付された当該保有個人情報を開示することは条例に基づく開示事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該保有個人情報は条例第17条第7号に該当する。

(2) 協議書に添付された開示請求対象文書の写し

開示請求に係る対象文書は、本来、原課所の権限と判断によって開示・不開示の決定をするべきものであり、協議文書における添付文書、即ち、協議に係る判断（審査）資料として添付されたという性質上、センターが請求者からの開示請求に応じて、その開示不開示を判断し、開示を行うことは予定されていない。仮に、こうした開示の可否を問う協議文書の添付文書としての原文書の写しの開示が認められることとなると、実施機関内部での信頼関係を損ない、個人情報の適正な運用を担保するための手段としての協議手続自体が混乱を来し、個人情報保護制度そのものの公正かつ円滑な運用を危うくするおそれがある。

よって、協議文書に添付された当該保有個人情報を開示することは、条例に基づく開示事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該保有個人情報は条例第17条第7号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、開示請求に係る個人情報を保有している課所（以下「担当課所」という。）がセンターに対してその開示の可否等を協議するための文書と審査資料として添付された文書であり、担当課所において、個人情報保護制度の趣旨に沿った、より適切な開示等の決定が行えるようにすることを目的として条例上の開示手

続の運用の過程において提出されたものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち別紙の1の協議書に添付された事務連絡裏面及び別紙の1から5までの協議書に添付された担当課所の開示請求に係る対象文書の写しについて条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下不開示部分の条例第17条第7号該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ検討する。

(2) 条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報のうち別紙の1の協議書に添付された事務連絡裏面は、担当課所がセンターに対してその開示の可否等を協議した際に開示・不開示の判断について内部的に検討した事項が記載されているものである。

ウ 本件対象保有個人情報のうち別紙の1から5までの協議書に添付された担当課所の開示請求書にかかる対象文書の写しは、担当課所がセンターに対してその開示の可否等を協議するための文書と審査資料として添付した文書である。

エ こうした協議書に添付された文書は、センターが請求者からの開示請求に応じて、その開示・不開示を判断し、開示を行うことは予定されていない。仮に開示されることになると実施機関内部での信頼関係を損ない、今後、担当課所が開示請求に係る対象文書の開示・不開示の判断を行う際にセンターに協議をすることができなくなり、統一的な行政運営が損なわれるおそれがある。

オ よって、別紙の1の協議書に添付された事務連絡裏面及び別紙の1から5までの協議書に添付された担当課所の開示請求にかかる対象文書の写しを開示することは、

条例に基づく開示事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件対象保有個人情報のうち不開示部分は条例第17条第7号に該当する。

(3) その他

ア 申立人は、センターが申立人の保有個人情報を取得したことは条例違反であると主張する。しかし、〇〇児童相談所とセンターは同一の実施機関に属しており、条例第11条第2項第2号では「実施機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することにつき相当の理由があるとき」は利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することが認められている。

イ 開示請求を受けた担当課所がセンターに協議をしないで開示・不開示の決定を行うと、担当課所によって条例の解釈や運用に差異が出て、統一的な行政運営が損なわれるおそれがある。そのため、センターに協議をするという手続を行い、その際に保有個人情報をセンターに送付することは、条例第11条第2項第2号でいう「相当の理由があるとき」に該当するものであり、条例違反であるとは認められない。

ウ 申立人はセンターが保有個人情報を取得したことは条例違反だから開示すべきであると主張するが、そもそも保有個人情報の開示・不開示は条例第17条各号に該当するか否かで判断すべきであって、条例違反の有無と開示・不開示の判断とは無関係である。

エ 申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 1月25日	諮問を受ける (諮問第86号)

平成25年 1月25日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年 2月 4日	申立人から意見書を受理
平成26年10月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成26年11月28日	審議
平成27年 1月20日	審議
平成27年 2月27日	答申

別紙

- 1 協議に対する回答について(〇〇児童相談所)(平成22年11月26日付け起案文書)
- 2 協議に対する回答について(〇〇児童相談所)(平成23年 1月24日付け起案文書)
- 3 協議に対する回答について(〇〇児童相談所)(平成23年 2月 3日付け起案文書)
- 4 協議に対する回答について(〇〇児童相談所)(平成23年 3月23日付け起案文書)
- 5 協議に対する回答について(〇〇児童相談所)(平成23年 3月23日付け起案文書)